

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
評議員・役員の報酬等についての規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（以下、「財団」という。）の定款第44条の規定に基づき、定款第14条の評議員に対する報酬等及び定款第28条の役員に対する報酬等の支給について定め、業務の円滑な運営に資するとともに、報酬等の適正な支出を図ることを目的とする。

第2章 評議員・非常勤役員に対する報酬等

(評議員・非常勤役員に対する報酬等の種類)

第2条 評議員及び非常勤役員の報酬等は、謝金及び原稿料とする。

2 謝金に関しては、第4条にて定める。原稿料については、別に定める「謝金等に関する規程」による。

(評議員・非常勤役員に対する報酬等の総額)

第3条 定款第14条並びに第28条で定める評議員及び役員に対する1事業年度間の報酬等の総額は、100万円以内とする。

(評議員・非常勤役員に対する謝金)

第4条 評議員及び非常勤役員に対する謝金の金額は、以下の会議等の区分、出席者の区分に応じて、次のとおりとする。

(1) 会議等の区分

- ・ 会 議：評議員会、理事会、常務理事会、その他理事長が必要と認めて開催する会議
- ・ 監査会：定款第25条で定める監査報告を作成するために監事が行う会議
- ・ 委員会：定款施行細則第7条に定める委員会

(2) 出席者の区分

- ・ 設置者・就業者：職業教育機関・キャリア教育機関の設置者・就業者・就業経験者
- ・ 有識者

会議等の区分	出席者の区分	会議等1回あたりの謝金金額（税込）
(1) 会 議	設置者・就業者	なし
	有識者	20,000 円
(2) 監査会	設置者・就業者	なし
	有識者	30,000 円
(3) 委員会	設置者・就業者	なし
	有識者	10,000 円

- 2 出席者の区分は、常務理事会が定める。
- 3 前項までの規定に関わらず、補助金・委託費等を交付されて行う会議等について支払う謝金は、交付者側の指示・指導に従った額とする。

第3章 常勤役員に対する報酬

(常勤役員の定義)

第5条 定款第22条で定める役員のうち、財団の事務所に在勤することを常態とする理事で、他法人及び民間企業等の役職に就きかつ当該法人及び民間企業等から給与・報酬を受けていない者を常勤役員とする。

(常勤役員に対する報酬の種類)

第6条 常勤役員の報酬は、月俸及び通勤手当とする。

(月俸)

第7条 月俸の額は80万円を上限とする。

- 2 月報は、評議員会が前項に定める額の範囲内で、当該役員的能力、経験及び業務の実態、あるいは他の法人及び民間企業等の水準等を考慮して、決定する。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、次の各号に定めるところにより支給する。

- ① 通勤に要する費用の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法によるものとする。
- ② 通勤手当は、4月1日より9月末日まで及び10月1日より3月末日までの各6か月分をとりまとめ、4月及び10月の各俸給支給日に支給する。
- ③ 前号のうち、通勤用定期乗車券の購入が不可能なときは、1カ月に通勤21回分相当の往復運賃の額とする。
- ④ 前2号による通勤手当のうち、法の定めによる非課税限度額を超える額については、常勤役員の自己負担とする。

(日割計算)

第9条 月の途中において退職又は新たに就任した常勤役員には、月俸及び通勤手当を日割計算により支給するものとする。

(報酬の支給)

第10条 報酬は、毎月25日に月俸の額から法令等により控除すべき金額を控除した残額を支給する。ただし、支給する日が休日のときは、その前日に繰り上げるものとする。

- 2 前項の支給方法は、原則として常勤役員が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(期末手当の不支給)

第 11 条 常勤役員には期末手当を支給しない。

(退職手当の不支給)

第 12 条 常勤役員には退職手当を支給しない。

(特別功労金)

第 13 条 在任中特別な功労があったと認められた常勤役員が退職又は死亡したときは、評議員会の承認を得て、本人又はその遺族に特別功労金を支給することができる。

2 前項に定める特別功労金の上限は100万円とする。

第4章 補 則

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、評議員会にて行う。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。